

家畜衛生だより

飼養衛生管理基準が改正されました

令和2年4月の家畜伝染病予防法改正に伴い飼養衛生管理基準も改正され、10月1日から施行されます。（一部は猶予期間があります。）下記の通り基準が変更となりますので、未実施の項目について対応をお願いします。

10月1日から

- ・衛生管理区域内でのペットの飼育が禁止になります。
- ・衛生管理区域専用の作業着や長靴を使用してください。
- ・飲用に適した水（水道水など）以外を給与する場合は消毒をしてください。
- ・衛生管理区域から搬出する物を消毒してください。

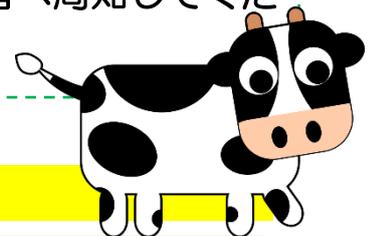
令和3年10月から

- ・放牧の停止または制限があった場合に備え、家畜を収容できる設備の確保や移動のための準備をしてください。

令和4年2月から

- ・飼養衛生管理マニュアルを作成し、従業員や外部事業者へ周知してください。

引き続き防疫対策をお願いします！！



埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

TEL:048-663-3071

（24時間、土日祝日も受付）

法定伝染病の名称が一部変更になります

家畜伝染病予防法の改正により、7月1日から一部の伝染病の名称が変更されました。

家畜伝染病

変更後	変更前	対象家畜
水疱性口内炎	水胞性口炎	牛、馬、豚
ブルセラ症	ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚
結核	結核病	牛、山羊
ピロプラズマ症	ピロプラズマ病	牛、馬
アナプラズマ症	アナプラズマ病	牛
豚水疱病	豚水胞病	豚
ニューカッスル病	ニユーカツスル病	鶏、あひる、うずら
家きんサルモネラ症	家きんサルモネラ感染症	鶏、あひる、うずら

届出伝染病

変更後	変更前	対象家畜
牛ウイルス性下痢	牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛白血病	牛、水牛
牛丘疹性口内炎	牛丘疹性口炎	牛、水牛
トリパノソーマ症	トリパノソーマ病	牛、水牛、馬
トリコモナス症	トリコモナス病	牛、水牛
ヘンドラウイルス感染症	馬モルビリウイルス肺炎	馬
トキソプラズマ症	トキソプラズマ病	めん羊、山羊、豚、いのしし
山羊関節炎・脳炎	山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊
豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし
鶏伝染性気管支炎	伝染性気管支炎	鶏
鶏伝染性喉頭気管炎	伝染性喉頭気管炎	鶏
鳥結核	鶏結核病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鳥マイコプラズマ症	鶏マイコプラズマ病	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン症	ロイコチトゾーン病	鶏
あひるウイルス性肝炎	あひる肝炎	あひる
兎出血病	兎ウイルス性出血病	うさぎ
バロア症	バロア病	蜜蜂
ノゼマ症	ノゼマ病	蜜蜂